

# 甲第199号証の2

## 私の主張

2020年3月9日

- 1) HISTEC 第6版 2013年12月発行に記載されているように

p44、下から6行目、装置を分解せずに組み立てた状態で乾燥粉体が漏れない状態にして、又は製造作業者が粉体を吸収したり、粉体に接触したりすることなく内部を滅菌殺菌できる構造を示している。これは噴霧対象噴霧器の特徴である。

上記の記述により、該当機種は飛散止防止、暴露防止等が装備された機種が定置で滅菌、殺菌できる装置と解することができる。

本書はHISTECからの要請でOCより提供されたものであるが、HISTECが内容を確認し、本輸出規制の唯一のガイドラインとして発行されている書であり、輸出者は本書を基に該非判定基準としている。

- 2) 2013年10月15日以降、非該当と社内判定していたが、兵器転用を自主的に防ぐため、輸入者に転用しないよう、提出を義務づけられていない書類、宣言書を記載させている。これは、該当と知りつつ非該当としたのであれば、このような不必要な書類を取り寄せる必要はない。これは項目ハについて上記1)の理由で非該当と判定し、且つ、真摯に本輸出規制を順守しようとした明確な証拠である。
- 3) 2020年2月22日付けで経産省は3ノ2項、5ノ8項のハの項目について、新たに解釈を付け加えた。これは明確に本項目の定義が以前曖昧であり、不明確であったため追加したと考えられる。この不明確な内容より輸出者が非該当を判定したと考えられる。
- 4) OCは新たな社内判定基準を示し、その是非を確認するために2020年1月24日に経産省、安全保障貿易課に提出した。現在に至ってもその是非についての回答はなく、民間企業が社内判定基準を策定しても、その判定基準の是非について回答がなければ、輸出者は独自判定基準で該非判定せざるを得ない。

施行当時OCは社内該非判定基準を策定しなかったことは明らかにOCの怠慢である。しかしながら、現時点その社内基準を明確にして、当局に確認申請してもその是非について回答が得られない現在、独自の社内基準を正として判定せざる得ない。